

第65回 定時株主総会 招集ご通知

2023年4月1日～2024年3月31日

日時

2024年6月27日(木曜日) 午前10時

場所

長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室

(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

目次

第65回定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類……………	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役(監査等委員で ある取締役を除く) 6名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締 役4名選任の件	
第4号議案 会計監査人選任の件	
事業報告……………	11
連結計算書類……………	25
計算書類……………	39
監査報告書……………	49

株式会社ヤマウラ

証券コード：1780

証券コード 1780
2024年6月11日
(電子提供措置の開始日2024年6月5日)

株 主 各 位

長野県駒ヶ根市北町22番1号
株式会社 ヤマウラ
代表取締役社長 山 浦 正 貴

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第65回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://yamaura.co.jp/ir/material/>

また上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

[東証上場会社情報サービス] <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を選択の上、ご確認下さい。

なお、当日のご出席に代えて、書面(郵送)またはインターネット等により議決権を行使することができます。その方法につきましては、3ページおよび4ページに記載の「議決権行使等についてのご案内」をご参照いただき、2024年6月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月27日(木曜日) 午前10時
2. 場 所 長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社6階会議室
(後記「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- 1 第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 会計監査人選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

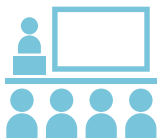
代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。



議決権行使等についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時30分)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次頁の案内にしたがって、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書
株式会社ヤマウラ 御中

株主総会日 議決権の数 XX 股

XXXXXXXX年XX月XX日

1. _____
2. _____

見本

ログイン用QRコード
ログインID: XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
パスワード: XXXXX

株式会社ヤマウラ

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

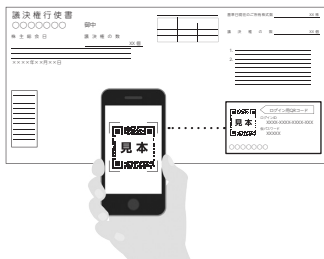
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

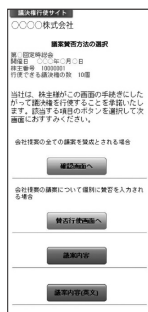
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票 (右側) に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

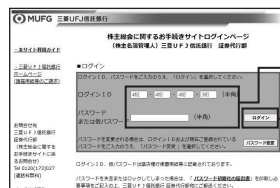
- 2 以降は、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案し、また内部留保にも意を用いまして下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき7円50銭 総額 141,954,210円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2024年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。なお、取締役候補者の選任につきましては、独立役員を委員の過半数とし、かつ独立役員であり監査等委員である社外取締役を委員長とする任意の指名・報酬委員会への諮問を経て、取締役会において決定しております。また監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの結論に至っております。

監査等委員である取締役を除く取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	やまうらまさき 山 浦 正 貴 (1971年5月28日生)	2000年11月 当社入社 2005年5月 当社佐久支店長 2011年7月 当社駒ヶ根支店長 2011年12月 当社取締役駒ヶ根支店長 2013年12月 当社常務取締役管理本部副本部長 2014年12月 当社取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役副社長 2019年6月 当社代表取締役社長（現任） 2022年6月 ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長(現任)	100,600株
2	ほしなしげお 保 科 茂 雄 (1956年9月9日生)	1982年3月 当社入社 1989年4月 当社伊那支店長 1998年2月 当社建築営業部長 1998年12月 当社取締役建築営業部長 2002年12月 当社常務取締役営業本部長 2004年12月 当社専務取締役営業本部長 2006年10月 当社取締役建設事業本部長兼営業本部長 2006年12月 当社専務執行役員建設事業本部長 2007年12月 当社専務取締役建設事業本部長兼営業本部長 2011年12月 当社取締役副社長建設事業部長兼駒ヶ根支店長 2021年4月 当社取締役副社長建設事業部長（現任）	15,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
3	ふじききみあき 藤木公明 (1958年8月22日生)	1977年3月 当社入社 1995年4月 当社松本支店長 2002年12月 当社常務執行役員長野支店長 2009年12月 当社取締役営業本部副本部長兼長野支店長 2011年12月 当社常務取締役営業本部長 2019年6月 当社専務取締役営業本部長 (現任)	8,500株
4	こばやしひろかつ 小林寛勝 (1957年2月8日生)	1975年4月 当社入社 2003年10月 当社執行役員技術本部長 2009年12月 当社取締役技術本部長 2019年6月 当社常務取締役技術本部長 (現任)	22,500株
5	やましたりょういち 山下良一 (1956年5月10日生)	1979年3月 当社入社 2001年10月 当社エンジニアリング事業部部长 2002年12月 当社執行役員兼エンジニアリング事業部部长 2007年12月 当社取締役エンジニアリング事業部部长 (現任)	13,800株
6	あかはねかずなり 赤羽一成 (1957年1月17日生)	2003年8月 当社入社 2011年12月 当社執行役員営業本部副本部長兼佐久支店長 2014年12月 当社取締役営業本部副本部長兼佐久支店長 2020年4月 当社取締役営業本部副本部長 (現任)	17,435株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

現在の監査等委員である取締役村上資昌、小池勇、中坪敬治の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位および担当	所有する 当社の株式数
1	はぎはらひろかず 萩原浩一 (1958年1月23日生)	1981年4月 駒ヶ根市役所入所 2013年4月 駒ヶ根市産業部長 2016年4月 駒ヶ根市総務部長 2018年4月 当社入社 内部監査室長	一株
2	なかつぼけいじ 中坪敬治 (1955年12月8日生)	1974年4月 関東信越国税局総務部総務課 2011年7月 株父税務署長 2012年7月 関東信越国税局調査査察部調査第一部門 統括国税調査官 2014年7月 関東信越国税局課税第一部国税訟務官室 室長 2015年7月 春日部税務署長 2016年8月 中坪敬治税理士事務所 2016年12月 当社監査等委員 社外取締役(現任) 2019年6月 税理士法人あおば会計社員税理士(現任)	一株
3	あべまさあき 安部正明 (1960年10月31日生)	1986年10月 新光監査法人名古屋事務所 1992年4月 公認会計士安部正明事務所代表(現任) 1992年11月 安部正明税理士事務所代表 2011年12月 税理士法人安部会計代表(現任) 株式会社FUJI補欠社外監査役	一株
4	なかむらふみお 中村文雄 (1957年11月28日生)	1976年4月 関東信越国税局総務部総務課 2008年7月 関東信越国税局調査査察部調査第三部門 統括国税調査官 2012年7月 沼田税務署長 2015年7月 関東信越国税局調査査察部次長 2017年7月 水戸税務署長 2018年9月 中村文雄税理士事務所(現任)	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 中坪敬治、安部正明、中村文雄の3氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 中坪敬治氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年6ヶ月となります。
中坪敬治氏は税理士の資格を有し、税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。会計事務所における経営指導の経験を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 安部正明氏は、税理士、公認会計士の資格を有し、税務及び会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。それらを当社の管理・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 中村文雄氏は、税理士の資格を有しております。税務および会計の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 萩原浩一氏は、当社内部監査室長として監査等委員会と連携し、当社ガバナンスの構築に努めてきました。その経験を監査等委員会の機能強化に活かしていただくため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
7. 中坪敬治、安部正明、中村文雄の3氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
8. 当社は、中坪敬治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、中坪敬治氏が再任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、安部正明氏、中村文雄氏および萩原浩一氏が選任された場合、3氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
9. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係わる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。なお各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である誠栄有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は監査等委員会の決定に基づき付議しております。監査等委員会が、かがやき監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数を考慮し、かがやき監査法人を起用することで、新たな視点での監査が期待できることに加えて、当社の事業規模に適した同監査法人の専門性、独立性、品質管理体制及び監査体制について検討を行った結果、適任であると判断したものであります。

会計監査人候補者の名称、主たる事務所の所在地及び沿革等は、次の通りであります。

2024年5月1日現在

名 称	かがやき監査法人
主たる事務所	愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番1号 JPタワー名古屋
沿 革	2003年4月 設立
資 本 金	9百万円
人 員 構 成	社員（公認会計士） 13人 職員（公認会計士） 62人 その他 7人 合計 82人
関 与 社 数	84社

以 上

（ご参考）第2号議案および第3号議案の候補者の専門性と経験（スキルマトリクス）

氏 名		企業経営	技術生産 品質	営業 マーケティング	環境・社会 ガバナンス	財務会計	法務 リスク管理	人事労務 人材開発
山浦 正貴		○	○	○			○	○
保科 茂雄		○		○	○		○	○
藤木 公明		○	○	○				○
小林 寛勝			○		○		○	○
山下 良一			○	○				○
赤羽 一成				○		○	○	○
萩原 浩一	監査等委員 社内				○		○	○
中坪 敬治	監査等委員 社外	○				○	○	○
安部 正明	監査等委員 社外	○			○	○		
中村 文雄	監査等委員 社外					○	○	○

（注）上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

事業報告

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の5類移行により社会経済活動の正常化が進み、個人消費や企業の設備投資には緩やかな回復が見られ、インバウンド需要は好調に推移しました。しかし、ウクライナ問題の長期化に加えて中東情勢の悪化、及び円安の影響を受けての原材料価格や消費者物価の高騰、金利上昇による海外先進国の企業の投資抑制などの景気減速が懸念されます。

建設業界においては、公共投資や民間の設備投資は一定程度の堅調さはあるものの、建設資材の価格高騰、納期遅延、人手不足に加え、今後の大型案件の縮小を見込んだ受注競争の激化などの影響で厳しい経営環境が続いています。

このような状況のもと、将来にわたっての経営基盤となる地域への貢献、お客様から信頼される誠実施工を念頭に、各事業部でのドメインの強化と部門間連携を一層強め、DXを推進してヤマウラブランド力の強化を図り、新規顧客の開拓推進、新規分野での受注の確保に努めてまいりました。

その結果、当社グループの連結業績は、製造業（食品・輸送用機器・精密他）、運輸業等の民間建築工事、水力発電関連設備の大型工事の受注も増加し、公共建築、国土強靱化計画を背景とした河川改修工事、道路工事の受注増、更には首都圏におけるマンションの販売価格も堅調であったことから、当社グループの業績は堅調に推移しております。

当社グループの当連結会計年度における業績は、受注高（開発事業等含む）478億60百万円、前年同期比103億9百万円（27.5%）の増加、売上高375億46百万円、前年同期比61億64百万円（19.6%）の増収、営業利益43億27百万円、前年同期比12億51百万円（40.7%）の増益、経常利益41億50百万円、前年同期比21億85百万円（111.2%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は29億76百万円、前年同期比22億31百万円（299.5%）の増益となりました。

なお、2024年4月12日に公表しました「東京証券取引所への「改善状況報告書」の提出に関するお知らせ」のとおり、過年度決算短信等を訂正した件につきまして、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しております。

【事業の種類別セグメント】

(建設事業)

建設事業につきましては、山梨県への新規支店開設をする等エリア開拓の強化、及び企業向け「オイシールド」、「イーファクト」、「アットワークス」の3ブランドの積極的なマーケティング戦略による新規企業顧客の獲得に努めました。また、好立地な分譲地の開発とハイグレードな自由設計住宅ファミレを始めとする住宅営業の強化、精密機器や食品関連等の工場・物流施設・医療介護施設・マンション・流通施設等の民間工事、並びに初のトンネル工事を含む水力発電設備建設工事、道路・河川改修工事など公共工事等の受注に注力いたしました。

その結果、受注高387億49百万円、前年同期比87億96百万円(29.4%)の増加、完成工事高295億75百万円、前年同期比54億70百万円(22.7%)の増収、営業利益35億49百万円、前年同期比9億37百万円(35.9%)の増益となりました。

(エンジニアリング事業)

エンジニアリング事業につきましては、創業以来培ってきた「水力発電設備や水処理機器・システムの開発」等の技術を集積し小水力発電設備の受注に積極的に取り組みました。さらに、土木部門と連携し水力発電所の設備建設工事も受注する等、大型の案件受注や新規顧客の開拓も推進しました。その他、長年の実績から信頼の厚い水害対策構造物、橋梁、合成床版、大型精密製缶等のインフラ関連の受注に注力いたしました。

受注高46億94百万円、前年同期比18億95百万円(67.7%)の増加、完成工事高35億55百万円、前年同期比10億77百万円(43.5%)の増収、営業利益5億84百万円、前年同期比2億23百万円(62.1%)の増益となりました。

(開発事業等)

開発事業等につきましては、土地価格や建築価格の高騰等、先行き不透明な事業環境を鑑み、新規開発案件には慎重に対応し、完成物件の販売促進、リノベーション、買取再販事業に重点的に取り組みました。

開発事業等売上高44億42百万円、前年同期比3億85百万円(8.0%)の減収、営業利益4億22百万円、前年同期比37百万円(8.1%)の減益となりました。

(2) セグメント別営業の状況

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	当 連 結 会 計 年 度 売 上 高
建 築 部 門	26,037
土 木 部 門	3,538
エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業	3,555
開 発 事 業 等	4,442
調 整 額	△27
合 計	37,546

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資は、支店新設、モデルハウス建築、サーバー更新、大型加工機械の購入、電気自動車、ハイブリッド車の購入など総額480百万円であります。これら設備投資に要した資金は、手持資金を充当いたしました。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度中には、増資あるいは社債発行等の資金調達は行っておりません。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 対処すべき課題

建設業を取り巻く事業環境として、公共投資は国土強靱化対策などにより当面の間は底堅く推移するものと見込まれる一方、民間の設備投資は、人手不足や原材料価格の持続的高騰などの影響による世界経済の減速懸念、そして地政学上のリスクが広がってきている事などから予測が難しい状況にあります。また、2024年問題と言われる建設業への時間外労働時間の規制の影響も少なからずあり、今後の業績見通しは不透明かつ厳しさが増してくることが見込まれます。

この様な状況下、当社グループは、

- ①お客様満足度の一層の向上
- ②長期的な人材育成方針による技術者集団・技能者集団の形成、サプライチェーンの強化
- ③各事業分野におけるドメインの強化と相互連携の強化によるシナジー効果の発揮
- ④DX推進による生産性向上を通じた働き方改革とダイバーシティ&インクルージョンの推進
- ⑤ガバナンスの徹底と社会的責任の実践
- ⑥全業務プロセスにおけるGHG排出量の削減（カーボンニュートラルの実現）を基本方針に掲げました。

企業価値向上への取り組みを一層強化してまいりますので、株主の皆様には、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(10) 財産および損益の状況

区分 (単位)	期別	第 62 期	第 63 期	第 64 期	第 65 期
		自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日	自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日	自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日
受 注 高 (百万円)		23,955	26,545	37,550	47,860
売 上 高 (百万円)		24,829	27,946	31,381	37,546
経 常 利 益 (百万円)		983	1,624	1,965	4,150
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益 (百万円)		579	775	744	2,976
1株当たり当期純利益 (円)		30.76	40.96	39.36	157.24
総 資 産 (百万円)		23,054	23,247	25,866	31,981
純 資 産 (百万円)		15,859	16,511	17,244	20,477

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。

(11) 重要な親会社および子会社の状況

子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
ヤマウラ企画開発(株)	200百万円	100%	不動産の売買・賃貸借

当社の連結子会社は、ヤマウラ企画開発(株)1社であります。

(12) 主要な事業内容

当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大臣許可〔(般特-2)第9358号〕を受け、建築、土木ならびにこれらに関連する事業を行う他、水力発電設備機器、環境関連装置、情報通信設備、プラント設備、大型産業機械、橋梁等大型鋼構造物等の設計製作に関する事業を行っております。併せて当社と子会社であるヤマウラ企画開発(株)が不動産の売買、賃貸、宅地開発、分譲マンション事業を行っております。

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
416名	28名増	44.0才	12.9年

- (注) 1. 上記従業員数には、嘱託、準社員、およびパートタイマーを含んでおります。
2. 平均年齢、平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入して算出しております。

(14) 主要な事業所

- ① 本社・建築・土木部門 長野県駒ヶ根市北町22番1号
- ② エンジニアリング事業部 長野県駒ヶ根市東町19番16号
- ③ 支店・営業所

名称	所在地
長野支店	長野県長野市青木島町青木島乙269-4
佐久支店	長野県佐久市長土呂南上中原764-3
松本支店	長野県松本市島立867番1
諏訪支店	長野県茅野市ちの字丁田2799番地1
辰野支店	長野県上伊那郡辰野町大字伊那富7475番地3
伊那支店	長野県伊那市中央417番地1
飯田支店	長野県飯田市育良町一丁目10番3
東京支店	東京都中央区日本橋三丁目8番2号
山梨支店	山梨県甲斐市西八幡1614-1

- ④ ヤマウラ企画開発(株) 東京都中央区日本橋三丁目8番2号

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|------------|-------------|
| ① 発行済株式の総数 | 21,103,514株 |
| ② 株主数 | 39,797名 |
| ③ 大株主 | |

株主名	株式数	持株比率
	千株	%
(株) 信州エンタープライズ	3,641	19.2
ヤマウラ従業員持株会	1,761	9.3
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,157	6.1
(株) 八十二銀行	668	3.5
(株) 長野銀行	444	2.3
綿半ホールディングス(株)	429	2.2
山浦速夫	359	1.9
(株) 日本カストディ銀行	269	1.4
極東開発工業(株)	200	1.0
タカノ(株)	179	0.9

- (注) 1. 当社は、自己株式2,176,286株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- ④ その他株式に関する重要な事項
 該当事項はありません。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役に関する事項

会社における地位	担当および重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	ヤマウラ企画開発(株)代表取締役社長	山 浦 正 貴
取締役副社長	建設事業部長	保 科 茂 雄
専務取締役	営業本部長	藤 木 公 明
常務取締役	技術本部長	小 林 寛 勝
取 締 役	首都圏事業部長兼東京支店長	川 田 昌 伸
取 締 役	エンジニアリング事業部長	山 下 良 一
取 締 役	営業本部副本部長	赤 羽 一 成
取 締 役	管理本部長 信州エンタープライズ代表取締役社長	中 島 光 孝
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	税理士法人りんどう会計所属税理士	村 上 資 昌
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	税理士	小 池 勇
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	税理士法人あおば会計社員税理士	中 坪 敬 治
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	弁護士 長野銀行社外監査役	神 戸 美 佳

- (注) 1. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、重要会議に出席し情報の収集をする他、内部監査部門、執行役から定期的にヒアリングを行い監査の実効性を確保していることから常勤の監査等委員を選定しておりません。
2. 社外取締役村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏、神戸美佳氏は独立役員に指定しております。
3. 監査等委員村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏は、税理士の資格を有しており会計、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。監査等委員神戸美佳氏は、弁護士の資格を有しており法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

② 取締役の報酬等の額

	員数(名)	報酬等の種類別総額(千円)		報酬等の総額 (千円)
		固定金銭報酬	業績連動金銭報酬	
取締役（監査等委員である取締役を除く）	8名	79,413	169,000	248,413
取締役（社外取締役監査等委員）	4名	12,845	—	12,845

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 2016年12月16日開催の第57回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額は年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）また、監査等委員である取締役の報酬総額は年額100百万円以内と決議いただいております。当該決議に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は10名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針および決定された報酬等の内容が取締役会で決定した決定方針と整合していることを確認しており当該決定方針に沿うものと判断しております。

当社の取締役の報酬等は、優秀な人材を確保するとともに、企業価値を持続的に高めるインセンティブとして十分に機能する体系とし、各職責を踏まえ、同業他社や社会情勢等を踏まえて適正な水準とすることを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等は、「基本報酬（固定金銭報酬）」「業績連動金銭報酬」により構成されており、基本報酬（固定金銭報酬）は、役位、職責に応じて世間水準及び経営内容、従業員給与等とのバランスを考慮しながら総合的に勘案して決定するものとし、監査等委員である取締役に対する報酬は「基本報酬（固定金銭報酬）」のみとしております。支払い方法は年額を12等分して毎月支給しております。

短期の業績連動金銭報酬として取締役に対して賞与を支給しております。短期インセンティブの特徴を際立たせるため、連結経常利益を賞与算定の基礎とした業績指標としております。各取締役の役職貢献度等に応じて算出した額を年一定の時期に支給しており、当連結会計年度の連結経常利益は、4,150百万円となりました。

取締役の基本報酬及び業績連動報酬については、上記の方針によって決定されるため種類の報酬割合については特段定めておりません。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額は、独立社外取締役を過半数とする指名・報酬委員会の審議を経たうえで、2021年2月21日の取締役会決議に基づき代表取締役社長山浦正貴が決定することとしております。

代表取締役社長は、全社の業績を俯瞰しつつ各担当役員の担当領域や職責の評価を行うに最適と判断しております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および各取締役の賞与の評価配分とし、公平性確保のため監査等委員会の答申を得た上で決定することとしております。監査等委員である取締役の個人の報酬額は、監査等委員会で決定することとしております。

④ 社外役員に関する事項

ア 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	村 上 資 昌	当事業年度に開催された取締役会18回の内16回に、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識と、企業の経営指導にも携わる経験を基に適宜適切な発言を行っております。また監査等委員長として経営全般に対する適切なアドバイス、提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	小 池 勇	当事業年度に開催された取締役会18回の内17回に、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に取締役会意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言、提案を行っております。
取締役 (監査等委員)	中 坪 敬 治	当事業年度に開催された取締役会18回の内16回に、当事業年度に開催された監査等委員会15回の内14回に出席し、税務、会計における豊富な経験・見識を基に会計処理の妥当性、内部監査等について適宜適切な提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	神 戸 美 佳	2023年6月23日の就任以降に開催された取締役会15回の全てに、同じく監査等委員会12回の全てに出席し、法律における豊富な経験・見識を基にコンプライアンス、ガバナンスの有効性、内部監査等について適宜適切な提言を行っております。

イ 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役村上資昌氏、小池勇氏、中坪敬治氏並びに神戸美佳氏との間で責任限定契約を締結しており、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

ウ 当社子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等 該当事項はありません。

⑤ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社及び子会社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員に就き行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担することとしております。

ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供与を違法に得たことに起因する損害、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 会計監査人の状況

① 名称

誠栄有限責任監査法人

② 報酬等の額

a. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	52,200千円
b. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	一千円
合計	52,200千円

- (注) 1. a.の報酬等の額については、会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を明確に区分していないため、その合計額を記載しております。
2. a.の報酬等の額については、当社の過年度訂正に係る監査業務に対する報酬等32,200千円を含んでおります。

- ③ 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額
- 52,200千円

④ 監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、誠栄有限責任監査法人の報酬について会計監査人としての業務内容、監査体制を考慮した結果、上記金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、会計監査人を解任いたします。

上記の他、会計監査人の監査活動の適切性、妥当性を考慮し、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は、不再任に関する議案を決定します。

3. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、「業務の適正を確保するための体制」の構築の基本方針として次のとおり決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令遵守をあらゆる企業活動の前提とする企業行動規範を定める。また、社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、役職員のコンプライアンスの着実な実践とそのマインドの醸成を図る。
- ・管理本部総務人事チームをコンプライアンス統括部門として、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、及び問題点の把握に努める。
各事業部長をコンプライアンス責任者として、各事業部固有のコンプライアンスリスクを分析し、その対策を具体化する。
- ・コンプライアンス責任者、取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題点を発見した場合は、すみやかに管理本部総務人事チームに報告する。報告を受けた管理本部総務人事チームは、その内容を調査し、再発防止策を担当部門と協議し、実施させる。
- ・管理本部総務人事チームと監査等委員は、日ごろから連携して全社のコンプライアンス体制及び、コンプライアンス上の問題点の有無の調査に努める。
- ・管理本部総務人事チームと監査等委員会は定期的に会合を持ち情報交換に努める。また、必要に応じて監査法人の出席を求め、意見の聴取を行う。
- ・職員の法令・定款違反行為については、管理本部総務人事チームから賞罰委員会に処分を求め、役員の場合は、監査等委員会が、取締役会に対して具体的な処分を答申する。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

- ・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、適切かつ確実に保存する。
- ・取締役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

損失の危機の管理に関する規定その他の体制

- ・コンプライアンス、訴訟、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署（ISO14001・ISO9001・ISO45001を統合したPAS99の事務局、災害対策委員会を含む）において、規則ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成、配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者、責任部署を定める。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・ 社内の規定に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備するとともに、経営執行会議において担当役員、執行役員ごとの目標管理のレビュー・プレビューを実施する。

株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・ 子会社の内部管理体制に責任を負う取締役を取締役管理本部長とし、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えるとともに、当社の内部監査室が定期監査を行い取締役会に報告する。
- ・ 子会社の自主性を尊重しつつ、重要案件については、事前協議を行う。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・ 監査等委員会の求めにより職務の補助者を設置する場合は、その独立性を保持する。
- ・ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指示命令下で職務を遂行し人事異動、評価等についてはあらかじめ監査等委員会の同意を得る。

取締役及び使用人が監査等委員会へ報告するための体制

- ・ 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加えて当社の企業集団に重大な損害を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況の内容、その他監査等委員会がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行う。
- ・ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告、情報提供を行う。

監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として、不利な取り扱いを受けないことを確保する体制

- ・ 監査等委員会へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は、償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査等委員がその職務の執行について、当社に対して、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担する。

その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査等委員は必要に応じて重要な会議に出席して、意見を述べるができる。
- ・ 監査等委員会は職務の遂行上必要と判断したときは、取締役、使用人、及び会計監査人に対して報告を求めることができる。

財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 財務報告の適正性を確保するための必要な内部統制体制を整備する。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

- ・ 当社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不法・不当要求行為に対しては、断固これを拒否することを基本方針としている。
- ・ この基本方針に基づき、本社管理本部総務人事チームを対応統括部署として、不当要求防止責任者を選任し、必要に応じて所轄警察署や暴力追放運動推進センター等関連諸団体、弁護士等と連携して対応しており、社員に対しては、対策マニュアルをウェブ上に配信し定期的に閲覧するなど研修を行っている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、夫々の基本方針に基づいて具体的な取組を行うとともに、その運用状況について重要な不備がないか常時モニタリングを行っております。

また、役員及び執行役員各部門長が出席し、毎週開催される経営執行会議において、内部統制システムの重要性、コンプライアンスに対する意識付けを行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,155,951	流 動 負 債	11,371,845
現金預金	12,970,707	工事未払金等	4,264,343
受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産	6,435,154	未払法人税等	912,360
電子記録債権	2,376,049	契約負債	3,876,366
販売用不動産	1,231,077	賞与引当金	529,000
未成工事支出金	1,362,068	役員賞与引当金	169,000
開発事業等支出金	939,634	完成工事補償引当金	288,673
未収入金	527,435	株主優待引当金	177,442
その他流動資産	313,824	未払消費税	303,820
固 定 資 産	5,825,705	その他流動負債	850,839
有形固定資産	3,325,526	固 定 負 債	132,412
建物・構築物	1,388,532	長期未払金	24,139
機械・運搬具・工具器具・備品	583,966	資産除去債務	3,411
土地	1,320,437	退職給付に係る負債	38,448
建設仮勘定	32,589	その他固定負債	66,413
無形固定資産	88,322	負 債 合 計	11,504,258
ソフトウェア	60,629	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	27,693	株 主 資 本	19,524,294
投資その他の資産	2,411,856	資本金	2,888,492
投資有価証券	2,035,130	資本剰余金	1,995,602
長期貸付金	19,257	利益剰余金	15,471,358
敷金保証金	90,320	自己株式	△831,158
繰延税金資産	136,226	その他の包括利益累計額	953,104
長期未収入金	2,747,843	その他有価証券評価差額金	952,592
その他の投資等	135,032	退職給付に係る調整累計額	512
貸倒引当金	△2,751,954	純 資 産 合 計	20,477,399
資 産 合 計	31,981,657	負 債 ・ 純 資 産 合 計	31,981,657

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	33,131,225	
完 成 工 事 高		
開 発 事 業 等 売 上 高	4,415,370	37,546,595
売 上 原 価	26,214,709	
完 成 工 事 原 価		
開 発 事 業 等 売 上 原 価	3,758,107	29,972,817
売 上 総 利 益	6,916,516	
完 成 工 事 総 利 益		
開 発 事 業 等 総 利 益	657,262	7,573,778
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,245,804
営 業 外 収 入		4,327,974
受 取 利 息 配 当 金	40,814	
受 取 取 手 数	1,353	
受 取 保 険 金	573	
そ の 他 営 業 外 収 入	14,490	57,231
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,055	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	224,506	
そ の 他 営 業 外 費 用	2	234,564
経 常 利 益		4,150,641
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,299	
役 員 賞 与 返 上 益	100,000	122,299
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,129	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	78,293	95,423
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,177,518
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,251,897
法 人 税 等 調 整 額		△50,545
当 期 純 利 益		2,976,166
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		2,976,166

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額			純資産計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2023年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	12,589,828	△831,014	16,642,908	641,147	△39,547	601,599	17,244,508
連結会計年度中の変動額									
剰余金の配当			△47,318		△47,318				△47,318
剰余金の配当 (中間配当)			△47,318		△47,318				△47,318
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,976,166		2,976,166				2,976,166
自己株式の取得				△144	△144				△144
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動 額(純額)						311,444	40,060	351,505	351,505
連結会計年度中の 変動額合計			2,881,531	△144	2,881,387	311,444	40,060	351,505	3,232,891
2024年3月31日残高	2,888,492	1,995,602	15,471,358	△831,158	19,524,294	952,592	512	953,104	20,477,399

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称 ヤマウラ企画開発(株)

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

II. 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入株式等以外のもの 法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法
株式等

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権および貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

5. 退職給付に係る会計処理の方法

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(2) 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

6. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点での工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	23,255,435千円
契約資産	3,005,210千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

請負工事契約に関して、一定の期間にわたり充足される履行義務は、期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

見積総原価と発生総原価が相違した場合は、当連結会計年度末の履行義務の充足に係る進捗度の見積りに影響があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高の金額に影響を与える可能性があります。

長期未収入金に対する貸倒引当金

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

長期未収入金	2,747,843千円
貸倒引当金	△2,747,843千円

2. 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

長期未収入金については回収先別に回収状況に懸念があると判断した場合に貸倒懸念債権に分類するとともに、個別に回収可能性を検討しております。

当該貸倒懸念債権の評価にあたっては、当該長期未収入金の回収先の財務内容を評価すること等で回収不能見込額を合理的に見積もっております。

この見積りにおいて用いた仮定は、当社グループが現在入手している情報に基づいて合理的に判断したものであり、将来の不確実な回収先の財務内容の変動等が良好な方向に見直すことになった場合、又、長期未収入金が返済された場合は翌連結会計年度以降の連結計算書類において貸倒引当金戻入額が計上されます。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 5,003,452千円

2. 国庫補助金等による圧縮記帳額

国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次のとおりであります。

建物・構築物 56,200千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 21,103,514株

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	47,318	2.5	2023年3月31日	2023年6月26日
2023年11月14日 取締役会	普通株式	47,318	2.5	2023年9月30日	2023年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の 総額(千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	141,954	利益剰余金	7.5	2024年3月31日	2024年6月28日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に首都圏での不動産開発事業を行うための事業計画に照らして、必要資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権および未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に取引先企業等の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である工事未払金等は、1年以内の支払期日ではありますが、流動性リスク（支払い期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されております。

(3) 金融商品に係る信用リスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、未収入金、長期貸付金は、取引相手ごとに期日管理および残高管理を行うとともに、財務状況等を把握し、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社においても同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券は定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループでは、適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等及び契約資産、電子記録債権、未収入金、工事未払金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位 千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	2,020,549	2,020,549	—
(2) 長期未収入金	2,747,843	2,747,843	—
貸倒引当金	△2,747,843	△2,747,843	—
	—	—	—
資産計	2,020,549	2,020,549	—

(注) 市場価格のない株式等

(単位 千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	14,581

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,020,549	—	—	2,020,549

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

(1) 賃貸等不動産に関する事項

当社および連結子会社は、長野県内およびその他の地域に賃貸物件（土地を含む）を有しております。2024年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は、79百万円（賃貸収益は、開発事業等売上高に、主な賃貸費用は、開発事業等売上原価に計上）であります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

連結貸借対照表計上額 (千円)			当連結会計年度末の時価 (千円)
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
503,672	△12,586	491,085	464,986

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士の評価を基に、固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識に関する注記)

1. 収益の分解情報

(単位 千円)

	報告セグメント			
	建設事業	エンジニアリング 事業	開発事業等	計
売上高				
一定の期間にわたり移転される財・サービス	21,673,662	1,581,773	—	23,255,435
一定の期間にわたり移転される財・サービスで工事 期間が短く一時点で移転される財・サービス同様に 工事完了時に収益認識する財・サービス	7,321,737	1,960,265	—	9,282,003
一時点で移転される財・サービス	580,519	13,266	4,353,662	4,947,447
顧客との契約から生じる収益	29,575,919	3,555,306	4,353,662	37,484,887
その他の収益	—	—	88,901	88,901
連結会社間の売上高	—	—	△27,193	△27,193
外部顧客への売上高	29,575,919	3,555,306	4,415,370	37,546,595

(注) その他の収益は、不動産賃貸収入であります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主に工事契約による建築工事、土木工事、エンジニアリング工事において、進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収時に売上債権へ振り替えられ請求に基づき支払を受けます。契約負債は、主に工事契約における顧客からの前受金であります。

(単位 千円)

	当連結会計年度期首残高	当連結会計年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	3,208,742	5,805,993
契約資産	3,051,007	3,005,210
契約負債	3,531,724	3,876,366
当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれている額	—	3,531,724

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、28,776,576千円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて2025年3月期から2029年3月期の間で収益を認識することを見込んでおります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,081円90銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 157円24銭 |

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	部 額	負 債 の 部	部 額
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	24,711,598	流動負債	11,039,549
現金預金	12,430,253	工事未払金	4,063,373
受取手形	278,100	未払金	490,032
電子記録債権	2,376,049	未払法人税等	810,237
完成工事未収入金及び契約資産	6,157,054	未払費用	218,221
販売用不動産	394,055	契約負債	3,876,366
未成工事支出金	1,362,068	前受金	1,455
材料貯蔵品	37,412	賞与引当金	529,000
短期貸付金	1,414,662	役員賞与引当金	169,000
その他の流動資産	261,941	完成工事補償引当金	288,673
固定資産	6,955,732	株主優待引当金	177,442
有形固定資産	2,872,334	その他の流動負債	415,746
建物	1,028,784	固定負債	129,846
構築物	28,574	長期未払金	24,139
機械装置	407,713	資産除去債務	3,411
車輜運搬具	86,625	退職給付引当金	39,182
工具器具及び備品	89,375	その他の固定負債	63,113
土地	1,198,672	負債合計	11,169,396
その他の有形固定資産	32,589	純資産の部	
無形固定資産	87,983	株主資本	19,545,342
借地権	26,523	資本金	2,888,492
温泉施設利用権	1,170	資本剰余金	1,995,602
ソフトウェア	60,290	資本準備金	1,995,602
投資その他の資産	3,995,414	利益剰余金	15,492,406
投資有価証券	2,035,130	利益準備金	169,832
長期貸付金	3,404,594	その他利益剰余金	15,322,574
長期前払費用	9,945	固定資産圧縮積立金	38,408
敷金及び保証金	88,375	別途積立金	3,460,000
延税金資産	128,590	繰越利益剰余金	11,824,166
その他の投資等	123,977	自己株式	△831,158
貸倒引当金	△1,795,200	評価・換算差額等	952,592
		その他有価証券評価差額金	952,592
資産合計	31,667,331	純資産合計	20,497,934
		負債・純資産合計	31,667,331

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		
完 成 工 事 高	33,131,225	
開 発 事 業 等 売 上 高	422,762	33,553,988
売 上 原 価		
完 成 工 事 原 価	26,214,709	
開 発 事 業 等 売 上 原 価	230,135	26,444,844
売 上 総 利 益		
完 成 工 事 総 利 益	6,916,516	
開 発 事 業 等 総 利 益	192,626	7,109,143
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,080,296
営 業 利 益		4,028,847
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	101,871	
受 取 手 数 料	12,262	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	68,761	
受 取 保 険 金	573	
そ の 他 営 業 外 収 益	14,097	197,566
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 お よ び 割 引 料	2	
そ の 他	1	3
経 常 利 益		4,226,409
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,299	
役 員 賞 与 返 上 益	100,000	122,299
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	17,129	
過 年 度 決 算 訂 正 関 連 費 用	78,293	
関 係 会 社 配 当 金 返 還 額	200,000	295,423
税 引 前 当 期 純 利 益		4,053,286
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,182,118
法 人 税 等 調 整 額		△104,492
当 期 純 利 益		2,975,660

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
2023年4月1日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	39,964	3,460,000	8,941,586	12,611,382
事業年度中の変動額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△1,555		1,555	—
自己株式の取得								
剰余金の配当							△47,318	△47,318
剰余金の配当(中間配当)							△47,318	△47,318
当期純利益							2,975,660	2,975,660
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計					△1,555		2,882,579	2,881,023
2024年3月31日残高	2,888,492	1,995,602	1,995,602	169,832	38,408	3,460,000	11,824,166	15,492,406

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年4月1日残高	△831,014	16,664,462	641,147	641,147	17,305,610
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩					—
自己株式の取得	△144	△144			△144
剰余金の配当		△47,318			△47,318
剰余金の配当(中間配当)		△47,318			△47,318
当期純利益		2,975,660			2,975,660
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			311,444	311,444	311,444
事業年度中の変動額合計	△144	2,880,879	311,444	311,444	3,192,324
2024年3月31日残高	△831,158	19,545,342	952,592	952,592	20,497,934

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法に株式等以外のものより処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない……移動平均法に基づく原価法

株式等

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

販売用不動産……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

開発事業等支出金……個別法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

材料貯蔵品……移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……定率法

ただし1998年4月1日以後取得の建物（建物附属設備は除く）及び2016年4月1日以後取得の建物附属設備及び構築物は定額法なお耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

長期前払費用……一括償却資産については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

受取債権及び貸付債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については実績繰入率等により、貸倒懸念債権等については個別に回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込み額を計上しております。

(4) 完成工事補償引当金

完成工事にかかわる瑕疵担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額を計上しております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に伴う費用に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における顧客との契約から生じる収益に関する主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

(1) 工事契約に係る収益

工事契約に係る収益には主に建築工事、土木工事、エンジニアリング工事が含まれ、当該契約に含まれる工事についての履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり工事契約に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

なお、履行義務の充足に係る進捗度の合理的な見積もりができない工事については、原価改修基準を適用しております。また工期の短い工事については、完全に履行義務を充足した時点で工事契約に基づき収益を認識しております。

(2) 商品の販売に係る収益

商品の販売に係る収益には、主に土地及び分譲マンションの販売が含まれ、顧客との不動産売買契約に基づき、顧客に当該物件が引き渡される時点において収益を認識しております。

6. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

工事契約における収益認識

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

進捗度に応じた工事契約の売上高	23,255,435千円
契約資産	3,005,210千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報については、連結計算書類 連結注記表 (会計上の見積りに関する注記) 2. 「連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

子会社融資の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

短期貸付金	1,414,662千円
長期貸付金	3,385,337千円
関係会社に対する債権合計	4,800,000千円
貸倒引当金	△1,791,089千円

2. 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

関係会社に対する債権については、貸付金額で計上しております。但し、貸付先の子会社が債務超過であるため、債務超過相当額について貸倒引当金を計上しております。なお、翌事業年度以降に子会社の債務超過額が減少した場合、又、関係会社に対する債権が返済された場合は、貸倒引当金戻入額が計上されます。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	4,759,418千円
(2) 関係会社に対する金銭債権	
短期金銭債権	1,414,662千円
長期金銭債権	3,385,337千円
(3) 国庫補助金等による圧縮記帳額	
国庫補助金等の受入により取得価額から控除している圧縮記帳額は次の通りであります。	
建物・構築物	56,200千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	
開発事業等売上高	27,193千円
営業外取引	
受取利息	65,263千円
受取手数料	10,909千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	2,176,286株
-------------------	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生別内訳

繰延税金資産

長期未払金	7,290千円
販売用不動産評価損	77,516千円
貸倒引当金	495,489千円
賞与引当金	159,758千円
社会保険未払費用	40,763千円
役員賞与引当金	51,038千円
完成工事補償引当金	87,179千円
資産除去債務	40,040千円
未払事業税	46,060千円
退職給付引当金	11,833千円
試験研究費	60,982千円
減損損失	59,561千円
関係会社株式評価損	60,400千円
その他	36,099千円
繰延税金資産小計	1,234,012千円
評価性引当金	△676,650千円
繰延税金資産合計	557,362千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	412,153千円
固定資産圧縮積立金	16,618千円
繰延税金負債合計	428,771千円

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等の 所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ヤマウラ 企画開発(株)	東京都 中央区	200,000	不動産の 売買・ 賃貸借	所有 直接100%	資金援助	資金の回収	832,818	短期 貸付金	1,414,662
									長期 貸付金	3,385,337
							受取利息	65,263	未収入金	52,863

- (注) 1. ヤマウラ企画開発(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しています。
2. ヤマウラ企画開発(株)への貸付金に対し、1,791,089千円の貸倒引当金の計上（当事業年度において貸倒引当金戻入額68,761千円を計上）をしております。

役員および個人主要株主等

氏名	所有議決権の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
山浦 高裕	—	代表取締役の兄	土地売買	18,100	—	—

(注) 取引価格については、価格交渉の上、類似取引価格等を参考に一般取引条件と同様に決定しています。

(収益認識に関する注記)

連結計算書類「連結注記表（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 1,082円98銭
- 1株当たり当期純利益 157円22銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 ヤマウラ
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 田村和己
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古川利成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ヤマウラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2024年5月22日

株式会社 ヤマウラ
取締役会 御中

誠栄有限責任監査法人

愛知県名古屋市

指定有限責任社員 公認会計士 田村和己
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古川利成
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ヤマウラの2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載のとおり、過年度決算短信等を訂正した件につきまして、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した「改善状況報告書」を株式会社東京証券取引所に提出しておりますが、監査等委員会としては、改善措置の実施・運用状況を引き続き、注視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

株式会社ヤマウラ 監査等委員会

社外取締役 監査等委員 村上 資 昌 ㊟

社外取締役 監査等委員 小 池 勇 ㊟

社外取締役 監査等委員 中 坪 敬 治 ㊟

社外取締役 監査等委員 神 戸 美 佳 ㊟

(注) 監査等委員村上資昌、小池勇、中坪敬治及び神戸美佳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 長野県駒ヶ根市北町22番1号
当社本社 6階会議室



交通のご案内 JR飯田線 駒ヶ根駅 下車 徒歩約7分
中央自動車道 駒ヶ根インターから車で約6分